

社債型種類株式に関するご説明資料

February 9, 2024

社債型種類株式の特徴

- 議決権の希薄化が生じない、上場「社債型」種類株式
- 会計上/格付上のいずれも資本を拡充しつつ、既存株主に配慮した商品性を想定

		発行後 概ね5年	
議決権	議決権なし	普通株式の希薄化が生じない	
転換権	普通株式への転換権なし		
優先配当	発行後、概ね5年は固定配当（以降は変動配当）※1 分配順位は普通配当に優先、非参加型※2、累積型※3	固定年率	変動年率
金銭対価の取得条項 （当社による選択）	原則として、発行日の5年後以降より行使可能※4 （発行価格相当額に未払配当金及び経過配当金を加えた金額で取得）		金銭を対価とする 取得が可能
東証上場	東証プライム市場への上場申請を予定	東証上場	
格付上の資本性	格付会社（JCR）より資本性の認定（調達額の50%）を 受ける商品設計を想定	資本性50%	

※1 配当年率は、発行後概ね5年間は固定の基準金利に当初スプレッドを加えた率とし、その後は変動の基準金利に当初スプレッド及び1%を加えた率とします。

※2 本社債型種類株式は、発行時に定めた優先配当金以上の配当が行われない「非参加型」の商品性です。

※3 本社債型種類株式は、未払の優先配当金がある場合に未払分を翌期以降に繰り越して支払う「累積型」の商品性です。

※4 当社が本社債型種類株式を取得できる具体的な事由については、発行時に定める想定です。

既存株主の議決権及び財務指標等への影響

- 既存株主の議決権の希薄化は生じず、財務指標への影響も限定的な商品性を想定

普通株式の希薄化	議決権	議決権なし	議決権の希薄化が生じない
	転換権	普通株式への転換権なし	
	配当	発行時に定めた優先配当金に限定され、優先配当金以外の配当に対する参加権は普通株主のみが有する	

主要な財務指標への影響 (発行前と比較)	ROE (普通株式)	$\frac{\text{当期純利益} - \text{優先配当}}{\text{自己資本 (普通株式)}}$	影響は主に優先配当分に 限定される商品性
	EPS (普通株式)	$\frac{\text{当期純利益} - \text{優先配当}}{\text{発行済株式数 (普通株式)}}$	
	PBR (普通株式)	$\frac{\text{時価総額 (普通株式)}}{\text{純資産} - \text{社債型種類株式に係る純資産} - \text{優先配当}}$	
	D/Eレシオ	$\frac{\text{有利子負債}}{\text{株主資本 (種類株式を含む)}}$	財務健全性の向上に寄与

資本性調達手法の比較

- 劣後債と普通株式の双方の特徴を持ち、発行後は東証で自由に売買することが可能

	劣後債	社債型種類株式	公募増資
会計上の取扱い	負債：100%	資本：100%	資本：100%
格付上の取扱い	負債：50% 資本：50%	負債：50% 資本：50%	資本：100%
議決権の希薄化	希薄化が生じない	希薄化が生じない (議決権/転換権なし)	希薄化が発生
財務指標への主な影響 (普通株式に係るROE、EPS等)	希薄化が生じない	影響は限定的 (社債型種類株式の分のみ減少)	希薄化が発生
参加 / 非参加	非参加型	非参加型	参加型
発行体による取得条項	あり	あり	なし
上場	なし	上場申請予定	上場株式

免責事項

この文書は当社の社債型種類株式に関して一般に公表するための参考資料であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。